

令和2年10月27日

内閣総理大臣
菅 義偉 殿

公明党
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 齊藤 鉄夫
事務局長 高木美智代
政務調査会 会長 竹内 譲

新型コロナウイルス感染症に係る今後の支援策に関する提言

我が国における新型コロナウイルスの直近の感染状況は、感染の「増加要因」と「減少要因」が拮抗しており、引き続き予断を許さない状況にある。

こうした中、今後もしばらくの間、新型コロナと向き合いつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を進めていかなければならない。そのためには、検査体制の更なる拡充やワクチン・治療薬の開発・確保とともに、事業の継続や雇用の維持などに向けた対策に万全を期すべきである。

公明党はこれまでも、国民の皆様の声をもとに、必要な対策を提案し、その多くが令和2年度第1次・第2次補正予算等に盛り込まれた。また、こうした施策の進捗状況を具に把握するとともに、制度設計後に顕在化した課題を明確化し、全党挙げて対応に努めているところである。

この度の菅新政権の発足にあたっては、引き続き、現下の課題を踏まえつつ、国民の皆様生命と健康、生活を守ることを最優先にした取組を政府・与党が一体となって検討し、措置すべきである。

政府におかれては、本提言内容を踏まえ、緊急を要する対策については予備費を積極的に活用するとともに、国内外の感染症の動向や来月公表予定の7-9月期GDP1次速報値等も見極めつつ、追加的な財政需要への対応を含め、必要な財源を確保し、万全の対策を実行するよう強く要請する。

<目次>

1. 事業継続支援.....	3
2. 雇用対策.....	5
3. 生活支援.....	6
4. 学習支援.....	7
5. 需要喚起策支援（Go To キャンペーン事業）.....	8
6. 医療提供体制、検査体制、介護・障がい福祉支援.....	11

1. 事業継続支援

○持続化給付金の積み増し

年末も含めた資金繰り対策等を継続することで、先の見通しにくい中小企業に対して万全の施策を講じるとのメッセージを出す必要がある。特に、持続化給付金は想定よりも早いペースで給付が行われていることを念頭に必要額が確保されるよう措置すること。

○生産性革命推進事業の更なる充実等

生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT 導入補助金）やジャパンブランド事業について、本業で前向きに頑張ろうとしている人に現場のニーズに沿った執行・工夫を行うとともに、必要額を確保すること。また、事業再構築や業態転換を試みる者への金融的・財政的な支援策の充実を検討すること。

○サプライチェーン補助金の充実

現場の高いニーズを踏まえつつ、令和2年度第1次補正予算に盛り込まれた「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、必要額を措置するとともに、中小企業からの申請に対し、特に配慮した補助要件とすること。

○中小企業のデジタル化推進等

自治体の創意工夫を生かした取組の支援強化や、中小企業政策のデジタル化及びこれを通じた中小企業のデジタル化推進に取り組むこと。

○資本性劣後ローンの利用促進

これから利用の本格化が見込まれる「資本性劣後ローン」について、希望者がきちんと窓口につながるよう、普及・宣伝をしっかりと行うこと。特に、協調融資をはじめ民間金融機関からの支援が重要であることから、民間金融機関への働きかけを余念なく行うこと。

○各種資金繰り支援の更なる迅速化等

資本性劣後ローンをはじめ各種資金繰り支援策について、対応の更なる迅速化を追求するとともに、手続きの簡素化に引き続き努めること。

○業種や企業規模ごとの多様なニーズに対応する支援策の検討

これまでの経済支援は迅速性を最優先としたため、支援規模や手段についても一律のものが多かったが、中長期で見れば、経済に対する影響は業種や企業規模ごとで異なっており、今後、きめ細やかなニーズに対応できるよう、更なる支援策について検討を進め、必要な対応を図ること。

○繰戻し還付制度の繰戻し期間の拡充

中小企業や個人事業主への即効性のある税制面からの資金繰り支援策として、コロナ禍における一定期間の欠損金や純損失については、現在の「繰戻し還付制度」の繰戻し期間の拡充を検討すること。

○家賃支援給付金の迅速かつ適切な給付、審査体制の強化

家賃支援給付金制度の本来の目的である“事業継続”を踏まえて、事業継続に苦しむ事業者に寄り添ったスムーズな制度運用を図るため、引き続き迅速かつ適切な給付や、テナントとオーナーの様々な関係性や賃貸借契約の実態等を踏まえた柔軟な対応、電子申請に不慣れな方へのサポートも含めて、申請者への分かりやすい説明・依頼、丁寧な質問対応等に努めるとともに、審査事務局において必要かつ十分な人員を確保すること。

○家賃支援給付金に係る視覚障がい者の代筆を認める運用の周知徹底

申請手続きの際に自署が難しい視覚障がい者の方が自署でなくとも代筆で認める運用について、広く周知徹底すること。

○家賃支援給付金に係る寄付型 NPO 法人への支援

寄付型 NPO 法人への支援について、持続化給付金制度と同様に、内閣府はじめ関係省庁が連携し、家賃支援給付金の給付要件を緩和し、早急に申請受付を開始すること。

○農林漁業者等への支援拡充

コロナ禍により、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の支援である高収益作物次期作支援交付金については、必要な運用の見直しをするとともに、国が責任を持って丁寧な周知を行い、予算等による積み増しで、現場へ確実に届くようにすること。農林水産業者等の経営を支える経営継続補助金についても、広報宣伝と共に、迅速な支給に向けて円滑な執行に努めること。

○需要拡大支援と農林水産分野の雇用・労働支援

需要減少に伴う国産の農林水産物・食品等の販路拡大や輸出の促進を図り、競争力強化のための生産基盤強化を充実させること。また、コロナ禍により繁忙期における遠距離移動を伴う農作業・水産業者の確保が困難な場合には、産地間連携や他業種等で人材のマッチング支援を一層進めること。

2. 雇用対策

○雇用を守るための関係省庁連絡会議の創設と対策パッケージの策定

雇用を守るための関係省庁連絡会議を立ち上げ、政府一体となって雇用対策パッケージを策定すること。

○雇用調整助成金の延長等

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を来年3月末まで延長すること。あわせて、在籍型出向を活用した雇用の維持を効果的に促進するため、産業雇用安定センターによる企業間出向マッチング体制の強化や、出向に係る雇用調整助成金の拡充について速やかに対応すること。その他、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等についても延長すること。

○雇用と福祉の連携による離職者への介護分野等への就職支援制度の創設

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職と介護・障がい福祉分野における人材確保を支援するため、介護・障がい福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せを速やかに実施するとともに、訓練修了者が介護・障がい福祉分野に就職して2年間継続して従事した場合返済免除する貸付制度を新たに創設すること。

○特別支援チームによる就職活動に困難を抱える学生等への就職支援の実施

新型コロナウイルス感染症により、発達障がいがあるなど就職活動に際してコミュニケーション等に困難を抱える学生等に対して、特別支援チームを設置し、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した就職支援を行うこと。

3. 生活支援

○住居確保給付金の支給期間の延長等

生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給期間（最大9カ月）の延長を11月中には決定するとともに、収入要件や支給上限額の引き上げなどより使いやすい制度へ速やかに見直すこと。なお、期間を延長するに際して、支給が途切れることがないようにすると同時に、自立相談支援との連携を図るなど自立に向けた支援を強化すること。また、住居確保給付金支給期間終了後を見据え、住宅セーフティネット制度を強化するなど具体的な施策を講ずること。

○緊急小口貸付等特例の受付期間延長等

緊急小口貸付等特例については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や支援ニーズ等を踏まえ、受付期間延長を検討するとともに、利用者の実態や自立支援の必要性を最大限考慮して償還免除の要件や手続きを定めること。

○生活困窮者自立相談支援機関の相談体制の強化

新型コロナウイルス感染症により生活困窮者自立相談支援機関への相談件数が急増していることに鑑み、基本基準額(一律1.25倍)及び支援実績加算の倍率を速やかに引き上げ(5倍)、相談体制を抜本的に強化すること。

○低所得のひとり親家庭への更なる支援策

ひとり親世帯臨時特別給付金を対象者に着実に支給するとともに、低所得のひとり親家庭の非常に深刻な実態を踏まえ、就労支援や居住支援、相談支援体制の強化など更なる支援策を講ずること。特に、生活困難に直面するひとり親家庭の生活基盤の安定を図るために、家賃の一部を支援するなどの対応を行うこと。

4. 学習支援

○子供文化芸術活動支援事業の創設

コロナ禍において子供たちが文化芸術活動に触れられない状況に鑑み、芸術文化の力で夢と感動を与え、心を揺さぶり、「人」の力・絆のすばらしさに気づかせ、子供たちの健全な心身の成長を図るため、18歳以下の子供たちが、地域の中核となる劇場・音楽堂等で行われる実演芸術を無料で鑑賞できる制度を速やかに創設すること。

国民の文化に触れる機会の充実及び心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を図るため、株式会社等の民間の法人が所有する文化施設に係る固定資産税等の課税の在り方について見直しを図り、民の力を活用した文化発信の活性化を促進すること。

○小中オンライン授業の実態把握と困難家庭の更なる支援

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として行われた学校の臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題について検証を進めるとともに、引き続き子供たちの学びの保障に万全を期すため、デジタル教科書・教材の導入・無償化の推進やオンライン学習システム（CBT システム）の全国展開に向けた取組など、円滑な遠隔・オンライン教育等の実施のために必要な支援策を講ずること。

○高校生一人一台タブレット端末環境整備

GIGA スクール構想により、義務教育段階では本年度中にも一人一台の ICT 端末環境が実現しようとする中、高等学校においても、同様に ICT 端末が一人一台となるよう環境整備を早期に進めるため、緊急的に国として責任を持って支援を行うこと。その際、障がいや家庭状況など個別かつ特別な配慮を行うこと。また、Society 5.0 時代における、地域の産業界を支える職業人育成を担い、技術的に高度な実習等が行われる専門高校における ICT 環境をはじめとする、最新の産業教育施設・設備の整備については、その特性を踏まえ、各地域や学校の実情に応じた整備の充実を図ること。

○大学や高校などの中退を防ぐための新たな支援策

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した大学生・高校生が、経済的な困窮により学びを断念することがないように、その実態の把握に努め、必要な支援策を講ずること。

5. 需要喚起策支援（Go To キャンペーン事業）

（1）Go To トラベル事業

○東京や被災地、受験生等の状況を踏まえた Go To トラベルの拡充・延長

Go To トラベルについて、東京が2カ月遅れで開始されたことや、復興途上にある被災地の状況、さらに観光業の業況が十分に回復していない状況を踏まえ、実施期間を少なくとも来年のゴールデンウィークまで延長すること。

○Go To トラベルの予算配分の今後の対応について

35%の割引率を維持するための追加の予算配分は、OTA だけでなく中小の旅行業者やホテルや旅館等の直販の枠についても必要十分な予算を確保すること。また、今後の地域別の予算枠の見直しにあたっては、被災地や2カ月遅れで事業がスタートした東京、更には利用が進んでいない地域に配慮した予算配分の枠を設けること。

○地域資源や宿泊施設を核とした地域の観光事業に向けた支援

手頃な価格帯の宿泊の利用も活性化させるため、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組など、財源を確保することにより地域資源と宿を中心に自治体や DMO など地域一丸となって販売力向上に資する特別に配慮した支援策を講ずること。

○貸切バスや公共交通機関を利用した旅行についての正しい情報発信

貸切バスや公共交通機関を利用した旅行について、高度な換気性能や安全性に関する正しい情報を、広報活動を通して政府がしっかり提供すること。また、感染拡大防止対策の徹底に取り組み、団体旅行を実施する旅行会社に対して、Go To トラベルによる補助分を予算枠として確保すること。

○「新たな旅のスタイル」の普及・促進に向けた支援

ワーケーションや小規模分散型旅行など「新たな旅のスタイル」の普及・促進を図るため、財源を確保し、宿泊施設における Wi-Fi やコワーキングスペース整備・改修などワーケーション等の需要に対応した環境整備や「新たな旅のスタイル」に合わせた旅行商品の造成に係る旅行事業者等への支援を講ずること。また、企業にもワーケーション制度等の導入を働きかけること。

○「観光回復プラン」の策定

年末までに「観光回復プラン」を策定し、新型コロナウイルスの影響を受けた宿泊施設や旅行会社等をはじめ様々な観光産業の事業継続や雇用維持に向けた再生・支援策、「新たな旅のスタイル」の普及・定着、インバウンド回復

への支援策などをしっかりと盛り込むとともに、観光再生に向けた対策を関係省庁の縦割りを打破し、政府一体となって取りまとめること。

○ウィークデーの利用促進

土日や休日に予約が殺到し、Go To トラベルを利用出来ない状況等も生じていることから、ウィークデーにも利用者が分散するよう、高齢者等やウィークデーに時間を確保できる方々が、Go To トラベルを積極的に利用できるような事業を運用していくこと。

○地域公共交通事業者が行う感染拡大防止対策への支援

苦境に喘ぐ鉄道やバス・タクシー、旅客船等の地域公共交通事業者が十分な感染拡大防止対策を行えるように、駅や車両等における高度な換気性能を備えた設備の導入や熱感知カメラ等の設置など衛生対策に対する補助とともに、車内等の密度を上げないよう配慮した運行等の取組を支援すること。

(2) Go To イート事業

○食事券の販売・利用状況を踏まえた今後のあり方検討

食事券事業については、10月5日の新潟を皮切りに各都道府県で順次開始されている。大半は10月下旬から11月の間に利用が開始されるため、まずはその執行状況や効果を検証することが肝要である。その後、これを踏まえ、疲弊する飲食業の活性化を図る観点から、財源を確保し、今後のあり方を検討すること。

○送客手数料を無料としている飲食予約サイトの情報発信強化

オンライン事業で採択された13事業者15サイトの中には、送客手数料を徴収しない事業者が4事業者5サイトある。飲食店の中には、オンライン事業に参加するためには、送客手数料が必ず必要と誤解している場合もあることから、飲食予約サイトのサービス内容と無料も含めたその対価を飲食店が適切に選択できるよう、情報発信を強化すること。

○ウィズコロナ時代に向けた施設整備の大胆な支援

他産業に比べて生産性が低いと指摘されている飲食店の構造を改善し、より多くの飲食店がウィズコロナ時代にも対応していくことができるよう、施設整備（換気設備導入、配膳ロボット等のIoTの活用）の大胆な支援策を検討すること。

○宴会等の時期の分散等の促進

Go To イートを進める中で、忘年会や新年会など人が集まる宴会等の時期の分散や、企業や団体等における昼食時間の分散など、社会経済活動と感染防止との両立を促す取組を広く発信すること。

○食事券の換金手続きの迅速化

Go To イートの登録飲食店が、食事券を回収し換金・現金化するまで時間がかかるとの指摘がある。登録飲食店には、個人経営の店舗も多く、現金化の遅延は死活問題となる。都道府県単位の公募事業であることを踏まえた上で、各地域での速やかな換金・現金化に向けて、換金申込の回数、1回毎の換金券数の下限などについて柔軟な対応を行うこと。

(3) Go To イベント事業

○執行状況を踏まえた予算の繰り越しや積み増しの検討

10月中旬以降事業者の募集開始となった Go To イベントについては、感染拡大防止と文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起が両立するように適切に運用すること。また、執行状況を踏まえ、必要に応じて、予算の繰り越しや財源の上積みを検討すること。

○ウィズ/アフターコロナ下のイベント産業の新たなビジネスモデル構築

財源の確保により、ウィズ/アフターコロナ下における展示会等のイベント産業の新たなビジネスモデル構築の実証を行い、あわせて中小規模展示会等の主催者に対しても、新たな取組にかかる費用の一部を補助すること。

(4) Go To 商店街事業

○今後の状況を踏まえた Go To 商店街の拡充・延長

Go To 商店街については、事業の実施期間が秋から冬の季節に限られていることから、今後の状況も踏まえつつ、事業の拡充や、実施期間の延長について検討すること。

6. 医療提供体制、検査体制、介護・障がい福祉支援

○外国産ワクチンの確保と国産ワクチンの開発

引き続き外国産ワクチンの確保に努めるとともに、国産ワクチンの開発を急ぐこと。また、国内生産に当たってはワクチン瓶やタンク等を十分に確保すること。

○ワクチンの安定供給と接種に係る救済制度の整備

ワクチンの接種に当たっては、ワクチン接種による抗体依存性感染増強(ADE)も含めて有効性・安全性を考慮しつつ、救済制度を整えること。また、ワクチンの供給と接種の調整など市区町村が混乱しない体制を構築すること。

○治療薬の提供と開発支援

既存薬の転用及び新型コロナウイルス感染症診療の手引きの見直しを適切に行うとともに、抗ウイルス薬だけでなく重症化を防ぐ治療薬の開発を適切に推進し、感染者の血液を扱うことができる採血事業者を整備すること。

○抗体検査を含む質の高い検査体制の整備

季節性インフルエンザの流行を見据え、医療機関だけでなく、高齢者、妊婦等に対する市区町村が実施する検査、出入国に係わる検査も含めて質の高い検査体制の整備に努めること。あわせて、質の高い抗体検査を早急に整備すること。

○緊急包括支援交付金及び診療報酬の更なる拡充

ウィズコロナ時代を見据えてコロナ診療に対する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」及び診療報酬の更なる拡充を長期的に行うための財源を確保すること。特定機能病院だけでなく一般医療機関に対する支援も行い、都道府県においても支援が限定的にならないよう配慮すること。

○个人防护具などの国内自給の促進

マスク、个人防护具及びアルコール等の国内自給を進めるための財源を確保すること。

○介護・障がい福祉関係の施設整備の推進

新型コロナウイルス感染症対策等の観点から、介護・障がい福祉施設の施設整備を緊要度の高いものから前倒しして推進すること。

○介護・障がいサービス事業所におけるサービス継続・確保

必要な資材の確保を含む感染症対策やサービス再開を継続するため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等の実施状況を踏まえ、必要に応じた積み増しを検討すること。

7. 地方自治体支援

○地域の実情に応じた地方創生臨時交付金の活用

- ① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各自治体の実施計画の状況を見ると、交付金関連事業費は既に示されている交付限度額を全体で6千億円以上超過していることが確認されている。

こうした超過額については、地方団体や各自治体と十分協議を行い、9月以降の新たなコロナ対策に係る需要も勘案し、各自治体の真の需要を把握の上、必要であれば躊躇なく臨時交付金の積み増しを行うなど必要な対応を行うこと。

- ② 各自治体の実施計画の第3次の受付については、自治体における国庫補助事業の実施状況や新たなコロナ対策の取り組みなどに的確に対応できるよう年内の状況を把握する等適切な対応を行うこと。

以 上